

薬生食輸発1006第2号
平成29年10月6日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品のオキシテトラサイクリンに係る検査命令対象養殖場の追加)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正：平成29年10月6日付け薬生食輸発1006第1号)により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、韓国産養殖ひらめより基準値を超えるオキシテトラサイクリンを検出したことから、下記に示す養殖場について同通知別添2の2(3)に掲げる養殖場に追加するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

海龍水産営漁組合法人(登録番号：K-F-CJ-332)
宣佑水産(登録番号：K-F-CJ-405)